

国立民族学博物館建物等撮影取扱規則

国立民族学博物館（以下「本館」という。）における建物等撮影については、以下により取り扱う。

（目的）

第1条 この規則は、本館における建物等の撮影が、適正かつ円滑に行われることを目的とし、必要な事項を定めるものとする。

（撮影の許可）

第2条 撮影の許可は、映画、ドラマ及びこれに類するロケーション、商品広告等のスチール撮影で申請のあったもののうち、国立民族学博物館長（以下「館長」という。）が適当と認めたものに対して行うものとする。

（撮影の制限など）

第3条 次の事項に該当する場合、館長は撮影を制限し、また許可しないものとする。

- （1）宗教的活動を目的とするとき
- （2）政治的活動を目的とするとき
- （3）公序良俗に反する行為を行うとき
- （4）施設又は設備を損傷又は汚損するおそれのあるとき
- （5）違法又は不当な行為を目的とするとき
- （6）その他、撮影を許可することが適当でないと認められるとき

（撮影の手続き）

第4条 申請者は、「国立民族学博物館建物等撮影申請書」（第1号様式）に撮影に係る企画書または台本など関係書類を添えて、原則として撮影予定日の4週間前までに提出し、館長の許可を得なければならない。

第5条 前条の申請を館長が適当と認めた場合は、「国立民族学博物館建物等撮影許可書」（第2号様式）を申請者に交付するものとする。

（撮影可能場所）

第6条 撮影可能場所は原則として、次のとおりとする。

- （1）1階 外観 正面玄関前前庭 エントランス エントランス階段 未来の遺跡
- （2）2階 インフォメーションゾーン（イントロダクション、ビデオテーク、探究ひろば）

(撮影可能日及び時間帯)

第7条 撮影は、原則として休館日の午前9時から午後5時までとする。(使用にかかる準備、後片付け、清掃等の一切の作業を含む。)

(撮影の条件)

第8条 撮影の許可に当たっては、次の条件を附するものとする。

- (1) 撮影した内容等は、本申請目的以外には使用しないこと。
- (2) 撮影に必要な一切の器財等は、申請者が用意し、撮影に要する電源も用意するとともに事前に職員等と協議すること。
- (3) 撮影に当たっては、定められた場所以外での喫煙・飲食は行わないこと。
- (4) 撮影により生じたゴミ等は、持ち帰ること。
- (5) 撮影場所については、撮影による破損等を防ぐため、事前に職員等の指示により養生するとともに、撮影後は現状回復を行うこと。
- (6) 撮影に当たり、所有権、著作権等法令上の問題が生じた場合は、すべて申請者が責任を負うこと。
- (7) 作品等のクレジットに、例えば「撮影協力：国立民族学博物館」並びに可能な限り本館のシンボルマークを明記すること。なお、明記の方法等は本館職員と協議すること。
- (8) 撮影に伴う成果物を、本館に2部提出すること。
- (9) 本館が必要と認める場合は、当該放送等のテープ等の記録物の提出を求めることがあること。
- (10) 緊急事態発生時及びその他撮影に関する事項については、職員等の指示に従うこと。

(撮影の中止)

第9条 館長は、申請者が第3条に定める制限事項及び第8条に定める条件に違反していると判断した場合には、撮影許可の取消または撮影の中止を命じることができる。

(撮影料金)

第10条 撮影料金は、別表「国立民族学博物館撮影等料金表」のとおりとする。ただし、本館の広報活動を支援すると認められる事業の撮影については、本館において別途撮影料金を決定する。

- 2 申請者は、撮影予定日の前日までに当該撮影料金を支払わなければならない。
- 3 前項により支払われた撮影料金は、申請者の方の都合によりその利用を取り消し、又は利用しなかった場合は、返還しない。
- 4 前条により撮影許可が取り消された場合、又は撮影を中止した場合は、返還しない。
- 5 振込手数料は、申請者が負担する。

(損害賠償)

第11条 申請者は、その責に帰する事由により、本館の施設等を滅失または毀損した場合は、当該滅失または毀損による施設等の損害に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。ただし、現状回復した場合はこの限りではない。

- 2 前項に掲げる場合のほか、本規則を履行しないため損害を与えたときは、その損害額に相当する金

額を損害賠償として支払わなければならない。

(その他)

第12条 本規則に定めのない事項は、別途定める。

附 則

この規則は、令和元年7月23日より施行する。

別表

国立民族学博物館撮影等料金表

撮 影 種 別	撮影料金
スチール撮影 (雑誌、商品広告、ファッション撮 影等)	半日 (9時～13時、13時～17時) 50,000円
	全日 (9時～17時) 100,000円
映像撮影 (映画、ドラマ、CM等)	半日 (9時～13時、13時～17時) 100,000円
	全日 (9時～17時) 200,000円

なお、消費税は、上記金額に含まれる。

第1号書式

国立民族学博物館建物等撮影申請書

年 月 日

大学共同利用機関法人 人間文化研究機構
国立民族学博物館長 殿

申請者
住 所
氏 名

下記のとおり申請します。

なお、撮影に当たっては国立民族学博物館建物等撮影取扱規則を遵守します。

記

撮影の目的	
撮影場所	
撮影希望日時	年 月 日 () 時から 年 月 日 () 時まで
撮影人数	約 人
撮影責任者	住所 氏名 (連絡先)
撮影物発行または放送等の予定日	年 月 日 ()
備 考	

第2号書式

国立民族学博物館建物等撮影許可書

年 月 日

殿

国立民族学博物館長

年 月 日付け申請について、下記のとおり許可します

記

撮影の条件	国立民族学博物館建物等撮影取扱規則を遵守すること
撮影の目的	
撮影場所	
撮影希望日時	年 月 日 () 時から 年 月 日 () 時まで
撮影人数	約 人
撮影責任者	住所 氏名 (連絡先)
撮影物発行または放送等の予定日	年 月 日 ()
撮影料金	・金 円 ・無償 () のため